

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年四月七日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張一〇五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六-二六-七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六-二六-七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十二月八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千四百十五・三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百九十六台

(2) 駐輪場の収容台数 百五十八台

(3) 荷さばき施設の面積 百四十・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 五十六・五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時（株式会社ハローズは午前〇時）

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時（株式会社ハローズは午後十二時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前〇時から午後十二時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後十時まで（ただし、第二荷さばき施設は午後十時から午前六時まで。第三、第四及び第五駐車場は午前八時から午後十時）

二 届出年月日

平成十八年三月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年四月七日から平成十八年八月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部商工観光課